

学校感染症による出席停止について

集団生活をしていくうえで、病気が治癒して他の児童への感染の危険がなくなってから登校させることは大変重要なことです。感染症で欠席した場合、以前は主治医による治癒証明書を提出していただいていたおりましたが、費用がかかることから北中学区の4つの小中学校で検討し、別紙のような保護者記入の「登校届」の提出に変更しました。保護者の皆様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

記

次のような病気にかかった場合は、出席停止の措置をとります。感染症にかかったと思われる場合は、早めに医師の診察を受け、学校に知らせてください。感染症と診断された場合は、いつから登校して良いかを確認し、医師から登校の許可が出ましたら「登校届」に保護者が記入し担任に提出してください。

主な感染症における出席停止期間

病名	出席停止期間（目安です。個人差もあるので医師の指示に従ってください。）
新型コロナウイルス感染症	医師や保健所の許可が出るまで
インフルエンザ	<u>発熱の翌日を1日目として、5日を経過し、かつ解熱後2日</u> （幼児の場合は3日） を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消退後2日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗生剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良好になるまで
手足口病	感染力の強い急性期が終わった後、全身症状が安定するまで
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで、全身状態が良好になるまで
ヘルパンギーナ	感染力の強い急性期が終わった後、全身症状が安定するまで
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わり、全身状態が良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態が良好になるまで

*「登校届」の用紙が必要なときは、学校までお知らせください。

*北郷小のホームページからも印刷出来ます。